



570

D27

様式44

令和 5 年 12 月 25 日

三重県知事

あて

医療法人住所
鳥羽市鳥羽1丁目5番5号
医療法人の名称
医療法人社団 中世古眼科
理事長 中世古 一
電話 0599(25)5004

決 算 届

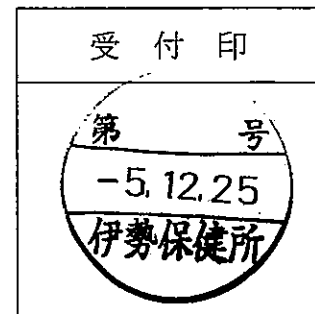
令和4年10月1日から令和5年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部ずつを提出してください。
(医療法施行規則第33条の2第1項)



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 中世古眼科
① 出資持分あり 社団
② その他
③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鳥羽市鳥羽1丁目5番5号
- (3) 設立認可年月日 平成元年8月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年8月30日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類 診療所

施設の名称 中世古眼科

施設の医療機関コード 2410905141

開設場所 三重県鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

許可病床数 無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年11月26日 令和3年度決算の決定

令和 5年 9月30日 令和5年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 中世古眼科

※医療法人整理番号 027

所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

財 産 目 録
令和 5 年 9 月 3 0 日現在

1. 資 産 額	365,198 千円
2. 負 債 額	3,747 千円
3. 純 資 産 額	361,451 千円

(内 訳)

(単位 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	221,240
B 固 定 資 産	143,958
C 資 産 合 計 (A+B)	365,198
D 負 債 合 計	3,747
E 純 資 産 (C-D)	361,451

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 中世古眼科
 所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

※医療法人整理番号 027

貸借対照表
 (令和 5 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	221,240	I 流動負債	3,747
II 固定資産	143,958		
1 有形固定資産	21,587	負債合計	3,747
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 投資その他の資産	122,371	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	351,451
		1 利益準備金	2,500
		2 その他利益剰余金	348,951
		純資産合計	361,451
資産合計	365,198	負債・純資産合計	365,198

様式4-2

法人名 医療法人社団 中世古眼科
 所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

※医療法人整理番号 027

損 益 計 算 書
 令和 4 年 1 0 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 3 0

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	86,611
2 事業費用	75,699
本来業務事業利益	10,912
事業利益	10,912
II 事業外収益	2,964
常利	13,876
III 特別利益	45
IV 特別損失	0
税引前当期純利益	13,921
法人税	2,906
当期純利益	11,015

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 中世古眼科
理事長 中世古 一 殿

私は、医療法人社団 中世古眼科の令和4年会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 11 月 20 日

医療法人社団 中世古眼科

監事 中世古 浩子